

# 国連の創設と人権

6月27日 初川 満

- 1、人権の国際化の歴史  
～第二次世界大戦まで
  
- 2、国連創設における議論
  
- 3、国連機関と人権
  - (1) 国連憲章に基づく機関と条約機関の違い
  - (2) 総会
  - (3) 経済社会理事会
  - (4) その他
  
- 4、世界人権宣言
  - (1) 概論
  - (2) 作成史
  - (3) 法的地位について

## ※資料

- 1、国連憲章
- 2、国連組織図
- 3、世界人権宣言

## 取締役の利益相反取引

服部 育生

はじめに

### 1 利益相反取引規制の趣旨

取締役と会社の利害対立が生じる場合について、会社の利益を保護する。

### 2 直接取引（356条1項2号）

（ア）取締役が自己のために（自己の「名義」で）会社と取引する。

（イ）取締役が第三者のために（第三者を代理・代表して）会社と取引する。

（注）自己又は第三者の「計算」でと理解する学説もある。

### 3 間接取引（356条1項3号）

会社が取締役以外の者との間で、会社と取締役の利害が相反する取引を行う（e x. 会社が取締役の債務を保証する）。

### 4 利益相反取引（直接・間接）を行う場合、取締役会（取締役会非設置会社では株主総会）の承認を受ける必要がある（356条1項2号3号、365条1項）。

## I 直接取引

甲社の取締役をA B C D、乙社の取締役をA E F Gとする。

### 1 甲社がAに金銭を貸付ける（甲社を代表する者が誰であるかは問わない）。 甲社がAの子aに金銭を貸付けるとすれば？

### 2 甲社（代表取締役B）が、乙社（代表取締役A）に対して、乙社の事業に必要な財産を譲渡する。

### 3 （ア） 甲社（代表取締役A）が、乙社（代表取締役E）に対して、金銭を貸付けても、直接取引に該当しない。

（イ） 上記（ア）において、Aが乙社の株式を100%所有していたとすれば、直接取引に該当する。

計算説からすれば当然（Aの計算）。

名義説でも、Aは乙社の事実上の主宰者であるとして、直接取引に該当と説明される。

（ウ） 上記3（イ）において、Aが乙社の株式を80%所有していれば？

### 4 承認不要ケース

（ア）構造的に会社に損失が生じる余地のない取引。

e x. 普通取引約款による取引（預金・運送）。

会社が取締役から無利息・無担保の融資を受ける（最判昭38. 12. 6）。

会社の対取締役債務を取締役が免除する。

(イ) 100%株主である取締役が会社と取引する(最判昭45.8.20)。

株主全員の同意の下で会社・取締役間の取引が行われる(最判昭49.9.26)。

## II 間接取引

甲社の取締役をA B C D、乙社の取締役をA E F Gとする。

- 1 Aの丙に対する債務を甲社が保証する(甲丙保証契約)。  
債務引受や担保提供も同様。
- 2 乙社の丙に対する債務(Aが乙社を代表して丙から借入)につき、Aが甲社を代表して保証する(甲丙保証契約)。 間接取引該当(最判昭45.4.23)。
- 3 (ア)乙社の丙に対する債務(Eが乙社を代表して丙から借入)につき、Aが甲社を代表して保証する場合とか、(イ)乙社の丙に対する債務(Aが乙社を代表して丙から借入)につき、Bが甲社を代表して保証する場合には、見解がわかれる。
- 4 Aの妻aが丙に対して負う債務につき、Aが甲社を代表して保証する。 もしBが甲社を代表して保証するならば?
- 5 Aが乙社の100%株主である場合において、乙社の丙に対する債務につき、Aが甲社を代表して保証する場合は勿論、Bが甲社を代表して保証する場合も、甲丙間の保証契約は間接取引に該当する(多数説)。 主債務者たる乙社はAと同視されるから。

## III 取締役会の承認

- 1 取引に関する重要な事実を開示した上で承認を受ける(356条1項2号3号、365条1項)。  
原則的には個々の取引ごとに承認。  
継続的取引の場合には、期間、取引数量、取引価格等に枠を設定して包括的承認を受けても可。
- 2 直接取引  
承認を受けるのは、取引相手方たる利益相反取締役。  
(ア)利益相反取締役は、特別利害関係人として、承認の議決に加われない(369条2項)。  
(イ)利益相反取締役が加わってなされた承認決議は無効。  
(ウ)特別利害関係を有する理事が加わりなされた協同組合理事会の決議については、当該理事を除外してもなお決議の成立に必要な多数の賛成が存在するならば、決議は有効(最判平28.1.22)。 学説上は無効説が有力。当該取締役の参加により、他の取締役の判断が影響を受けるおそれがあるから。
- 3 間接取引  
承認を受けるのは、利益相反取締役(保証してもらった取締役)であるのか、甲社を代表して丙と債務保証契約を締結する代表取締役であるのか、見解がわかれる。
- 4 最判昭46.10.13

甲社が取締役Aに約束手形を振出し、Aが当該手形をKに裏書譲渡→甲社はKの悪意（又は重過失）を主張・立証しない限り、手形振出の無効を主張し、Kの手形金請求を拒めない。

#### 5 最判昭43. 12. 25

甲社が取締役Aの丙に対する債務を引受けた場合、甲社は、丙の悪意（間接取引に該当し、甲社取締役会の承認なしを知っている）を主張・立証して初めて、当該債務引受の無効を主張できる。

### IV 設例（利益相反取引に関する取締役の責任）

1 甲社の取締役はA B C Dの4名であり、代表取締役はAである。Bは、Aに対し、「Bの土地購入資金として丙銀行から借入をするに当たり、甲社に自己（B）の債務を保証してほしい」と申し入れた。甲社取締役会において、Aは、「Bの借入債務を保証するため、甲社が丙銀行と保証契約を締結することを承認する」旨の議案を提案した。Bは特別利害関係人として決議に加わらなかったが、A C Dが賛成した結果、承認議案は可決成立した。議事録にもその旨が記載されている。

Bは丙銀行に対す借入債務を弁済することができなかつたので、甲社は保証債務を丙銀行に対し履行した。甲社の株主Xは、甲社が丙銀行に弁済した額につき、A B C Dの甲社に対する損害賠償責任（423条）を追及できるか。

2 利益相反取引により会社が損害を被った場合、取締役会の承認を得ていなければ、法令違反行為として取締役の任務懈怠責任が生じる。

本設例では取締役会の承認を得ているが、利益相反取締役Bに善管注意義務・忠実義務違反があれば（返済見込のない借入）、Bは甲社に対し任務懈怠責任を負う。

取締役A C Dについても、監視義務の履行や取締役会での承認の判断における善管注意義務の違反を理由に任務懈怠責任が生じる可能性がある。

3 利益相反取引により会社に損害が生じた場合には、取締役会での承認の有無にかかわらず、一定の範囲の取締役について任務懈怠が推定される。

具体的には、①利益相反取締役B（423条3項1号）、②会社を代表して当該取引を決定した取締役A（同2号）、及び③取締役会承認決議に賛成した取締役A C D（同3号）につき、任務懈怠が推定される。

4 取締役の側で、任務懈怠がないことを主張・立証して責任を免れることは可能。

取締役の側で、帰責事由の不存在（無過失）を主張・立証できれば、やはり責任を免れる。

自己のために直接取引を行った取締役については、帰責事由の不存在を主張・立証しても免責されない（428条1項）。

5 取締役の会社に対する損害賠償責任については、本来、会社が追及する。すべての取締役が責任を負うような場合には、責任追及が行われない危険がある。→個々の株主に株主代表訴訟の提起が認められる（847条）。なお公開会社では、原告株主Xにつき6か月の株式保有が要件とされる（同条1項）。

## 改正相続法について並びに相続（争族）事例

～理解しておきたい相続改正ポイント等～

令和元年7月11日

弁護士・愛知学院大学特別教授

國田 武二郎

### 第1 はじめに

1 平成30年7月6日、改正相続法が成立し、同月13日に公布され原則、公布日から1年以内に施行されます。今回の改正法の背景にあるのは、少子高齢化による社会問題で、今後、相続人の生活が遺産に依存する状況の増加につながります。また、従来の相続の仕組みが制度疲労を起こしている状況もあります。

### 2 ポイント

配偶者の権利の保護と相続に関わる手続きの簡略化。

①相続が開始した場合の配偶者の居住確保、②遺産分割前の預貯金債権の行使、③自筆証書遺言の方式の緩和、④遺留分減殺請求権の金銭債権化などです。いずれも重要な法改正で、理解しておく必要があります。

## 第2 配偶者居住権（2020年7月までに施行）目玉1・・・配偶者

**は相続後も自宅に安心して居住できる。**

1 まず、配偶者の居住権を保護すべく、「配偶者居住権」を新設しました。これは、生存者配偶者（多くは、妻）の「終の棲家」を権利として確保しようするものです。かかる生存配偶者は、多くは高齢者であり、長年住み慣れた「我が家」に最期まで住み続けたいという希望が強いのが通例であり、また、高齢者が新たな地に引っ越して新しい生活を始めるのは肉体的、精神的に大きな負担です。他方、相続人が複数いて、遺言もない場合、それぞれの法定相続分に従って相続財産を承継することになりますが、居住していた建物をまるまる生存配偶者のものにするためには、きちんとした遺産分割をしなければなりません。遺産分割協議の結果、建物や敷地を単独所有できればいいのですが、親子関係等がうまくいかず、その結果、他の相続人と共有になると、いつかは出て

いかなければならないかもしれないという不安定な状況に置かれ、また、自分の持ち分を超える部分は使用料（賃料）を払わなければいけなくなる等の問題が生じます。

そこで、改正法は、被相続人の死亡後の配偶者の生活の維持のため、配偶者がそのまま建物に住み続けられることを確保するための新たな制度を設けました。

2 具体的には、被相続人が配偶者に建物に引き続き住んで欲しいという意思を明確にした場合や、相続人が遺産分割で配偶者に居住権を認めた場合に成立する「**配偶者居住権**」と、被相続人の意思が必ずしも明確でなかったり、遺産分割協議で居住権は、認められなかったりしたものの、長年居住してきた事実を尊重して認められる「**配偶者短期居住権**」があります。

3 さらに、具体的に述べると、「**配偶者居住権**」は、住み慣れた自宅にそのまま居続けながら、遺産分割時にお金も受け取れるようになったということです。  
具体例

ア 亡くなった夫が、8000万円の自宅と4000万円の預貯金を残したとします。相続人は、妻と長男、長女の3人として、仮に、法定相続分で分けると妻の相続分は、2分の1の6000万円、長男と長女は、それぞれ各4分の1の3000万円を相続します。

イ 長男と長女に計6000万円を渡すには、預貯金の4000万円では足りません。そこで、家を売却して現金化して子供に渡す必要になります。しかし、高齢の妻にとっては、住む慣れた自宅がなくなることはストレスです。高齢になるほど引っ越しの負担も大きく、新しい生活環境に慣れるのも大変です。

そこで、配偶者居住権を主張します。妻が「配偶者居住権」を主張した場合、自宅は、**居住権と所有権**に分けられ、居住権を4000万円とした場合、妻は4000万円の居住権と2000万円の現金を受け取れます。相続額は、改正前と同じ6000万円であるにもかかわらず、妻は自宅とともにお金も得ることができるのです。

他方、8000万円の自宅から居住権分の4000万円を引いた残りの4000万円が自宅所有権の価値となります。これを長男と長女が法定相続分に従って分けて引き継ぐこととなります。長男と長女はそれぞれ、所有権の2000万と現金の1000万円の合計3000万円を相続します。つまり、相続額は法改正前と変わらないということです。

居住権は、「長期居住権」と「短期居住権」の二つあります。前者は、原則として妻が亡くなるまで。後者は、相続を始めてから6か月、または自宅は誰が所有するか決まった日のいずれか遅い日までです。

ウ 問題は、居住権の価値評価ですが、夫の死亡時における妻の年齢を基に、平

均余命から計算されます。配偶者の年齢が低ければ平均寿命が長くなるので、居住権の価値は高くなります。例えば、夫の死亡時の妻の年齢が50歳であれば、平均余命は38年として、居住権の価値（5360万円、所有権2640万円）は所有権より高くなります。逆に、妻の年齢が、80歳であれば、平均余命は12年で、居住権は2400万円、所有権は5600万円ということになり、所有権が高くなります。

エ 配偶者居住権を得る要件ですが、相続開始時にその家に住んでいることが条件です。したがって、夫と別居して賃貸物件等に居住している場合は、夫の自宅に居住権は発生しません。また、持ち家を第3者に貸していた場合も、その持ち家に居住権は発生しません。

また、この居住権はあくまで配偶者の為にある権利なので配偶者が第3者に「譲渡」することはできません。また、この居住権は登記されるので、所有権を取得した子供が家を第3者に売却したり、また、借金で家を差し押さえられても、妻は居住権を失うことはありません。また、居住権を持つ配偶者は家賃を支払い義務もありません。ですから、配偶者居住権のある物件を第3者が購入等することはあまりないと思います。

※ もっとも、妻は、老人ホームに入る資金を得るために居住権を放棄することはできます。

オ 固定資産税は、原則、所有権を持つ長男と長女に納付義務がある。ただし、現実の運用上は妻が払うと考えられます。

### 第3 自筆証書遺言の見直し（2019年1月並びに20年7月までに施行）目玉2・・・自筆の遺言書の形式と保管の変化

- 1 現在の自筆証書遺言は、①全文を自筆で書く、②家庭裁判所の検認が必要で、このため、相続手続きに時間がかかる。③自宅などにこっそり保管するので、紛失や忘れる可能性がある。④形式や内容に間違いがあると無効になる。⑤第3者に内容を改ざんされる恐れがある等の問題ありました。
- 2 まず、①の点ですが、不動産、預貯金、株式、国債などの有価証券、借入金などの財産目録をパソコンで作成することが可能になり、自筆で書く負担が大きく軽減されました。また、パソコンなどで財産目録の一覧を作れない場合は、不動産登記事項証明書や通帳などのコピーの添付によるリストの作成でも構いません。但し、「自筆証書遺言書」の本体と「財産目録」とに割り印をして、一体性のあるものにすることや、財産目録の全ページには署名・押印をすることが必要です。この形式面の改正は、平成31年1月13日か

ら施行されています。

- 3 ②以下の点ですが、法務局に自筆証書遺言を法務局に預けることが可能となりました（費用は、数百円の印紙代のみですので、費用は安く済みます）。この結果、紛失や第三者に内容を改ざんされる恐れがなくなりました。また、保管に際して、法務局の事務官が遺言書を審査し、署名捺印や日付など形式に不備があれば指摘してくれます。このため、家庭裁判所の「検認手続き」（相続人などの立会いの下、遺言書を開封し内容を確認すること。これを怠れば5万円以下の過料に処せられます）が不要となり、すぐに相続手続きを始めることができます（法務局に預けない場合は、これまで通り検認手続きが必要です）。そして、残された家族は、相続開始後に遺言書の検索ができ、写しの請求、閲覧もできます。相続人の一人が写しの交付を受け、閲覧した場合は、他の相続人に対し法務局から「遺言書が保管されている」旨の通知が届きます。この法務局による保管制度は、「法務局における遺言書の保管等に関する法律」により規律され、2020年7月までに施行される予定となっています。このように、自筆証書遺言が手軽にかつ便利になったことから、今後、利用される度合いが多くなると考えられます。

## 第4 特別寄与制度の創設について（2019年7月までに施行）目

### 玉3・・・義理の両親への介護で「嫁」が報われる

- 1 長男の嫁として義理の両親の介護を長年引受けて、大変な思いをしてきたにもかかわらず、いざ遺産相続になると相続人は、長男以外に、法定相続人である次男や長女。私は、蚊帳の外。次男も長女も全く親の面倒を見なくて、苦勞した私に義理の親の遺産が貰えないのは余りにも不公平です。
- 2 上記不満に対し、今回の相続法の改正により、相続人以外の者が被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした場合に、特別寄与者が各相続人に対して、寄与に応じた額の金銭（特別寄与料）の支払を請求することができることとなりました。これまでも、相続人に限って「寄与」という考えがあり、介護の貢献度合いに応じ、寄与分という形で相続額を増やすことができましたが、相続人でない妻は請求することはできず、このため、設問のように実質的な公平を欠くという批判がありました。そこで、「**被相続人の相続人でない親族**」すなわち「6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族」であれば、「**特別寄与料**」の請求ができるという方策を設けることになったのです。したがって、長男の配偶者である「嫁」（一親等の姻族でもある）は、「相続人ではない親族」となり、介護の貢献分を請求できるようになっ



たのです。孫（2親等の血族）はもちろん、いとこの子（5親等の血族）のような遠縁も含まれます。

- 3 具体的に説明すると、義父の遺産額が3000万円として、長男、次男、長女の法定相続分は各自1000万円です（義母は既に死亡）。そして、仮に嫁の特別寄与料を300万円とした場合、長男ら3人から各自100万円の計300万円を請求できることになり、その結果、長男らの法定相続分は、100万円ずつ減るということになります。

また、長男である夫が故人となっていた場合、今までは、残された妻はどれだけ義父母に尽くしても、相続人でないため遺産を受取ることができませんでしたが、今回の法改正で、夫が存命の場合と同じ水準の特別寄与料を請求することができるようになりました。つまり、次男や長女から150万円ずつ請求できることになりました。したがって、夫の死後も献身的に舅や姑の介護を続けた場合、その見返りを受取ることができ、介護の苦勞が報われるということになります。

- 4 介護した「嫁」が相続で頑張った分の報酬を受け取ることができる「特別寄与料」という制度が認められましたが、単に、生前、舅や姑を介護したからというだけでは、請求が当然に認められるわけではありません。それなりに、資料が必要です。まずは、介護日誌などで、どんな介護（あるいは世話）を、どれくらいしたか等の記録を残すことが必要です。例えば、病院の送迎や食事や身の回りの世話、入浴の介助等できるだけ細かく記録をつけておくことです。介護事業者との連絡ノート、電子メールなどのやり取りも保存しておくのも有効です。また、おむつ代やタクシー代、薬代のレシートなど出費の記録を残しておくことも必要です。

なお、介護期間中、舅や姑から出してもらった金品があれば、それが何のために出してもらって、どのように使ったのかの記録を取ることも大切です。また、レシートなども残しておくべきです。そうでないと、相続開始時に「使い込み疑惑」などぬれぎぬを着せられ、他の相続人から追及される可能性があります。特に、自分のために出してもらった金品であればなおさらです。デイサービスや訪問介護を利用しているにもかかわらず、特別寄与料が請求できるかについては難しい点もありますが、デイサービスや訪問介護を利用する前に、「要介護2以上の状態」の舅、姑を「1年以上」介護していた等の事情であれば、請求できる可能性はあります。もっとも、施設に入れず、自宅での介護を望んだ結果、嫁も仕事を辞めざるをえなくなったという場合であれば認められる可能性は十分あります。

この制度は、相続権のない配偶者による介護に報いるという点では、評価できますが、他方、配偶者が相続の話し合いに参加しやすくなったことから、

今まで以上に相続紛争（いわゆる争族）が増える可能性もあることを認識すべきです。

- 5 なお、この特別寄与料の請求は、相続開始を知った時から6カ月（通常、舅らの葬儀にも出るでしょうから多くはこの場合でしょう）、又は、相続開始の時から1年以内に請求しないと権利が消滅しますので、注意すべきです。

## 第5 故人の預金が引き出せる（2019年7月までに施行）・・・預貯

**金がすぐに下ろせて、葬儀費用などを準備できる。**

- 1 「亡くなった親の銀行口座が凍結されて現金が引き出せず、葬式費用が無く困っている」「亡くなった夫の口座からお金を下ろすことができず、当面の生活費がない」等といったことをよく耳にしますが、残された遺族の当面の問題を回避するために、**遺産分割協議が終わっていなくても、預貯金の引き出しができるようになりました。**
  - 2 方法は、二つあり、一つは**家庭裁判所に仮分割の仮処分を申し立てる方法**です。生活費や葬儀費用、相続税の納税資金等が必要な場合、他の相続人の利益を害しない範囲で、裁判所が預貯金の仮払いを認めることができるというものです。ただし、調停や遺産分割の審判の申し立てが前提になるので、手間と時間がかかります。
  - 3 そこで、二つ目の方法として、一定の割合に限り、家裁の判断を経なくても預金が引き出せる方法です。但し、**上限があり、法定相続分の3分の1または法務省令で定める額までです。**省令については、「標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権者ごとに」定められるとしています。概ね、100万円位になると予想されています。
- ※ たとえば、父親はすでに故人で、母親が亡くなったとします。母親名義の預貯金が900万円あったとして、相続人が、長女、長男、次男の3人の場合、それぞれ、 $900万 \times 3分の1$ （法定相続分） $\times 3分の1 = 100$ 万円まで引き出せるようになりました。ですから、個々の子供達には手元の資金が無くても、母親の口座から各自100万円を下ろしたお金で葬式ができるということです。
- 4 法改正の背景には、平成28年12月19日の最高裁大法廷判決があります。つまり、最高裁は、従来の考えを変更し、**遺産の預貯金は、当然には分割されず、遺産分割の対象となる、という決定を出しました。**つまり、預貯金も、きちんと遺産分割しなければ、相続人は一人だけで自分の法定

相続分の預貯金の返還を受けることはできない、ということにしたのです。この結果、遺産分割では、資金力のある相続人が有利に遺産分割の交渉を進めることになる。裏を返せば手元資金がない相続人が早く資金が必要なことから、不利な遺産分割でも了解するということになります。こういった理不尽な遺産分割の主張を解決する効果もあると考えられています。

## 第6 遺留分の見直しについて（2019年7月までに施行）・最低

### 限の取り分はお金で解決

- 1 自宅で長男と商売を営んでいた父親が、預貯金はないが資産価値6000万円の自宅兼店舗を残して死亡した（母親は、すでに他界）。父親は生前、自宅兼店舗を、長男にすべて相続させるという遺言書残していました。相続人は、長男以外に次男もいる。この場合、次男は、相続人として最低限の取り分を請求でき、これを「遺留分減殺請求権」（改正後は、「遺留分侵害額請求権」と呼称が変わります）という。つまり、次男の法定相続分は、本来、2分の1の3000万円価値相当分であるが、遺留分としてさらにその2分の1の1500万円価値相当分を請求できます。つまり、自宅兼店舗について、次男は、遺留分として4分の1を相続する権利を持っていることになります。この結果、自宅兼店舗は、長男が4分の3、次男が4分の1の割合で共有状態となります。このような共有状態では、長男が自宅兼店舗を自由に他に賃貸したり、売却したりすること等が難しくなる。また、4分の1は買い取ると申し出ても、次男がそれを拒否すれば、それも出来なくなります。
- 2 そこで、今回の改正で、遺留分に関しては「金銭債権化」することを原則とした。つまり、共有するのではなく、金銭で払うと定められました。したがって、共有は遺言に記載がない限りできなくなりました。もっとも、長男が1500万円の自己資金を用意できればよいが、お金が用意できない場合は、結局、自宅を処分して、資金を作るということになります。但し、この場合、長男は共有しないで遺産を売ることになるので、売却に関する手数料などは全て負担することになる（共有であれば、次男も持分だけ負担することになるが）。そうした事態を防ぐために、父親は、亡くなる前に遺留分を支払うための資金を用意しておくことが必要です（例えば、死亡の場合の生命保険の受取人を長男にしておく等）。
- 3 また、遺留分を計算する時、父が亡くなった時点の所有していた財産だけでなく、生前に贈与した財産も含めていた。つまり、「一生分」がその対象となっていた。そのため、長男の何十年も昔の学生時代の費用まで、生前贈

与を受けたと次男が主張し、紛争が泥沼化する例がありました。しかし、今回の改正で、遺留分を計算する上での**生前贈与の対象期間を10年前までと限定した**。この結果、遺留分を巡る紛争は、早期に解決することになります。

## 第7 配偶者の権利の拡大について（2019年7月までに施行）

- 1 今回の法改正では、配偶者居住権とともに、配偶者の権利がさらに拡大されました。それは、結婚の期間が20年以上の夫婦の場合、生前に贈与、または、遺贈（死亡時に贈与）された自宅（建物並びに敷地）は、遺産分割の対象から外れるということです。例えば、亡くなった夫の遺産が、8000万円の自宅と2000万円の預貯金の合計1億円で、相続人は、妻と二人の子供（長男、長女）とします。法定相続分により、妻は、2分の1の5000万円、長男と長女はそれぞれ4分の1の2500万円受取れます。改正前では、夫が、妻に自宅を生前贈与あるいは遺贈したとしても、8000万円の自宅も遺産分割の対象となります。その結果、自宅8000万円と預貯金2000万円の合計1億円を妻、長男、長女の3人で分けることとなります。その結果、長男と長女に合計5000万円を渡すためには、妻が家売って現金を用意する必要がありました。
- 2 しかし、改正後は、8000万円の自宅は遺産分割の対象から外れます。つまり、2000万円の預貯金のみが遺産分割の対象となります。これを法定相続分に従って、妻は2000万円の半分の1000万円、長男と長女は、それぞれ500万円を受取ることとなります。つまり、妻は、8000万円の自宅と1000万円の預貯金の合計9000万円を取得することができます。この結果、妻は、自宅を確保できる上に、生活費の原資となる預貯金も得られることになり、老後の生活の安定が図られます。
- 3 子供も、母親の生活の安定を考えれば、配偶者の権利の拡大に概ね了解すると思われ（母親が亡くなれば、いずれ、自分達が相続するという点からも）が、前妻の子と後妻といった場合、後妻に父親が自宅を遺贈した場合、前妻の子の相続額が大幅に減るため（後妻の財産に先妻の子の相続権はありません）、家族関係にしこりが残る可能性があります。

## 第8 法定相続分を実現し公平に（2019年7月までに実施）

- 1 父親が4000万円の自宅と4000万円の預金を持っており、父親は同居

している長男に自宅を生前贈与した。相続人は、長男と次男。長男は、遺産分割前に父親の預金4000万円のうち3000万円をひそかに引き出し使い込んだ。遺産分割は、残った1000万円のみが対象となり、次男が全額受け取れる。だが本来は、次男は、4000万円の自宅と4000万円の預金の合計額8000万円の半分の4000万円を得られるはずであった。そこで、法改正は、遺産の分割前に遺産に関する財産が処分された場合であっても、当該処分された遺産が遺産分割時に遺産として存在するものとしてみなすことができると規定する。この結果、長男の使い込みが無かった場合と同じように4000万円を得られるようになる（但し、他に共同相続人がいる場合は、全員の同意が必要である。しかし、財産を処分した者の同意は不要）。

- 2 上記の結果、家族に遺産を使い込まれると、受け取る遺産が本来の相続額より少なくなるといった不公平な事例を解消することができる。換言すれば、**遺産の使い込みは見逃さずということである。**

以上

.....

### よくある相続（争族）争い。

- 事例1 夫婦二人で子供はいない。夫が死亡した。夫の両親と兄弟は既に他界。但し、夫の兄には息子。弟には、娘がいる。夫からして甥と姪のあたる存在。遺言書がない場合は、甥、姪にも相続権があるか。
- 事例2 母親と長男の二人暮らし。母親は病気で入退院を繰り返す。平成31年4月1日に母親死亡。2か月後の令和1年6月1日巨額の借金の督促状。借金の存在を知ったのは、6月1日だから、その3か月内に相続放棄すればよいとたかをくくっていた。そこで、盆明けの8月16日に相続放棄の手続きをしようとした。これは、認められるか。
- 事例3 田中さんは4人兄弟の長男。弟らは独立して別に生活している。父親平成25年に死亡（母親それ以前に他界）。父親名義の本宅の不動産があるだけ。父親名義のまま5年が経過。購入者がいたので売却するために、田中さんの名義変更が必要。しかし、このためには、相続人で遺産分割協議を行う必要があり、かつ、全員の実印と印鑑証明が必要。次男は遠方に住んでいる。3男は4年前に死亡で二人の成人した子供がいる。4男は、会社経営していたが、金が必要という状況で、田中さんが相続することに反対。どうなるか。

事例4 山田さんは、父親と弟の3人暮らし。父親は、「遺言書が書いてあるので大丈夫。書斎の引き出しに入れてある」と話す。父親の財産は、預貯金と不動産。その後、父親死亡。遺言書には「家を長男と次男に相続させる」と書いてあるが、預貯金については書かれていない。家とは建物だけを指すのか。土地も含むのか不明。預貯金については書かれていない。日付も入っていない。その後、寝室から、2通目が出てきて「家は弟。預貯金は長男に相続させる」と書かれている。しかし、これも日付ない。どうなるか。

事例5 鈴木さんには、既に結婚して子供がいる姉がいます。姉夫婦は、両親と本宅で同居。鈴木さんは、実家を離れて、別途マンションで、夫婦で住んでいる。父親死亡。父親の遺言書で、母の生活の面倒を姉夫婦が見ることを条件に本宅は姉が相続し、預貯金は、姉と鈴木さんが折半と記載。姉の本宅の相続は了解するが、預貯金折半は不満。姉は、結婚や子育てで父から多額の援助。しかし、鈴木さんの時は援助なし。預貯金折半は不公平といのが、鈴木さんの主張。

事例6 加藤さん一家は、実家に住んでいる85歳の一人暮らしの世話をするために実家に引っ越し同居。父親の財産である自宅と預貯金は全て母親が相続。母親は、その財産を生活費等に充てていた。やがて、母親は寝たきりとなる。加藤さんと妻が介護。加藤さんには弟がいて別のところで所帯を持っている。やがて、母親死亡。財産は、実家の土地・建物の3500万円と預貯金300万円。合計3800万円。弟から、法定相続分で分けようと主張。つまり、1900万ずつ2等分。しかし、預貯金は300万円しかなく、全部渡しても、不足。加藤さん自身の預貯金も500万円しかない。どうするか。換価分割→代償分割→共有分割→争族の火種を残す。

事例7 斎藤さんの妻は、専業主婦。毎月、斎藤さんから生活費を渡されていたが、余った分をへそくりして貯めていた。結婚、30年で貯まった金は500万円。結婚30日目斎藤さん死亡。遺産は、自宅の土地建物3000万円と1000万円の預貯金。期限内に手続きをすませ配偶者控除でゼロ。但し、500万円は申告せず。税務調査で、妻名義の預金は夫の遺産として課税の対象となる。

事例8 桑田さんは、両親と同居しており3人暮らし。父は30年前に離婚してい

るが、先妻との間に二人の子供がいる。桑田さんも母親も先妻の子供と会ったことはなし。父死亡。資産は、家と土地。会ったことのない姉兄にも相続権があるのか。

事例9 岡田さんは、3人姉妹の長女。実家で母親の介護を行いながら仕事（父親は既に他界）。次女、3女は都会に出て生活。母親の遺産は、実家の土地建物の2000万円と預貯金2500万円の合計4500万円。

岡田さんは、自分が介護したことを妹たちは評価するだろうと思い、2000万円の価値のある自宅の土地建物を相続するつもりでいた。そして、次女と3女に預貯金の2500万円を2分した1250万円を渡せば良いと思っていた。しかし、次女、3女は平等に3等分するべきと主張した。というのは、岡田さんは、家賃なしで実家に同居していてその分恩恵を受けているとの主張。岡田さんは、介護をしたことを証明する費用負担の資料はない。この結果、実家を売却し、1500万円ずつを平等で分け合うことになった。しかし、その過程で、姉妹間で争族が起きた。

以 上

2019年7月18日

高橋 洋（愛知学院大学法務支援センター）

はじめに

コンピュータの発達や通信機器・システムの発達によって、10数年前には考えられなかったような状況が現れている。特に一つは、インターネットを通じて膨大な通信あるいは情報の伝達が行われていること、もう一つは、人工知能の発達である。これらは、大量の個人情報の蓄積、利用をもたらし、各個人の情報が知らないところで不当に使われる危険性が増大している。そのような状況を一瞥して、今日の課題を考えてみたい。

I E・スノーデンの暴露が明らかにしたことーアメリカ政府（端的にはアメリカの諜報機関、代表的なものとしてNSA・国家安全保障局）は何をしていたか、あるいはしているか

(1) 二種類のサーベイランス（監視・情報収集）

① ターゲット・サーベイランス

・ 特定の人物を監視する

もちろん、その対象は、テロリスト、犯罪容疑者などとされるが、メルケル首相など、外国首脳の動静、プライベートな通話なども監視されていた。

② マス・サーベイランス

・ 無差別、網羅的な監視

(2) サーベイランスの手法の例

① 電話のメタデータのバルク・コレクション

※「メタデータとは、あるデータに関するデータのことである。メタとは「上位」を意味する言葉であり、データにおける上位データを示す。メタデータが示すものは主に、作成者や作成日時、タイトル、著作権情報、関連キーワードなどがある」（KDDI用語解説より）。ここでは、携帯電話がどこにあるか（あなたがどこにいるか）、いつ、どこに、どこで電話したか、何分話したか、等のデータ。

※バルクとは、「大量の、全部の」というような意味を持つ言葉。

こうした携帯電話やスマートフォンの通話のメタデータを、アメリカ政府は、ベライゾン等の携帯電話会社からデータを提出させていた。このメタデータを分析の上、総合することで、その人間の特徴が浮かび上がる・プロファイリング

こうしたデータ収集は、言うまでもないが、監視だけではなく、その後の行動に結びついている。アメリカの元NSA長官マイケル・ヘイデン「我々はメタデータに基づいて対象を殺害する。」（平和博『悪のAI論』朝日新聞出版、2019年）

② プリズム（PRISM）と呼ばれる、マイクロソフト、フェイスブック、グーグル、アップルなど、アメリカに本社を置く9社に命じ、電子メールやSNSによる通信内容などを提出させるプログラム。

③ アップストリーム（あるいは「バウンドレス・インフォーマント」）と呼ばれるプログラムで、アメリカ本土につながる海底光ケーブルなどにアクセスし、世界中の電子メールや通話データを直接入手するもの。一日で世界中で数十億件のデータが収集されてい



たとされる。

このような NSA あるいは FBI による監視・情報収集は、テロリズムに対処することを名目に行われてきたが、実際には全国民、さらには全世界に及んでいる。これらの情報は、他の国の諜報機関も協力して集められ、ファイブ・アイズと呼ばれる 5 カ国（USA、UK、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド）間で共有されるとともに、その他の協力国にも一部伝達される。

### （3） 日本についてのスノーデンの暴露

① アメリカからの XKEYSCORE（検索ソフト）の提供・・・データなしの検索ソフトだけの提供は無意味。しかし、日本政府はその提供をうけたことを認めていない。

② NSA による日本の官庁や企業情報の収集・・・ターゲット・東京：

「米NSAが日本の重要情報を盗聴 関係者からはお手上げの声 東スポ Web:2015年08月02日07時00分

内部告発サイト『ウィキリークス』は7月31日、米国家安全保障局（NSA）が2006年の第1次安倍政権時から内閣官房や各省庁、日本の大手企業を盗聴していたとする文書の一部を公開した。かねて米国による盗聴は指摘されていたが“ダダ漏れ”の実態が改めて明るみに出た。

ウィキリークスが暴露したのは「TARGET TOKYO」と題されたファイルで、NSA が内閣官房、財務省、経産省ら中央官庁のほかには日本銀行、三菱商事、三井物産など35か所を盗聴していたというもの。各所の電話番号一覧が表示され「政府VIP回線」との表記もあった。

同時に NSA が盗聴を元に作成したとする5つの文書も公開。気候変動政策やサクランボ輸入を巡る農水相時の石破茂氏（58）の思惑などがレポートされている。海外メディアの報道では菅義偉官房長官（66）の通話も盗聴されていたという。

NSA を巡っては2年前にドイツのメルケル首相（61）の携帯電話をはじめ、35か国の首脳の通信が盗聴されているとウィキリークスが明かした。

永田町関係者は『以前からエシュロン（通信傍受システム）で盗聴されているのは分かっているながらも対策は全くとれていない。今回も表向きは米国に遺憾の意を示すかもしれませんが、強硬姿勢など取れるはずはありません』と話す。

NSA が盗聴した情報は『ファイブ・アイズ』といわれる英国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドで共有されている。

『安倍政権が秘密保護法や日本版 NSC（国家安全保障会議）、安保関連法制の導入を進めているのはファイブ・アイズのように NSA から情報提供を受けたい狙いもありますが、日本の管理体制の甘さではとても相手にされないでしょう』（同）。このまま米国の手のひらの上で踊らされるだけなのか。』

### （4） こうした大規模な監視の直接のきっかけ

2001年9月11日の同時多発テロの発生・・・ブッシュ政権下での「米国愛国者法：Uniting and Strengthening America by Providing Appropriate Tools Required to Intercept and Obstruct Terrorism Act of 2001」

スノーデンの暴露後に、若干の修正

## II 最近の動きから——インターネットの普遍化と AI の高度化

(1) 国家機関による違法な監視の前提としての ICT (Information and Communication Technology 情報通信技術) 企業による情報収集

インターネット利用と情報の提供・・情報・データを取得しているときには、自分のデータも相手に取られているということ。

SNS (Twitter, Facebook, Instagram, Line 等々)、HP 上での様々な検索、様々なアプリの使用 (たとえば、ナビを使用するということは、自分の車の位置を知ることでもあるが、その場所はナビの提供企業に知られることになる。) 等々。フェイスブックの何千万人も、そのデータが、イギリスの選挙コンサルタント企業 (ケンブリッジ・アナリティカ) に流れ、そのデータを元に、アメリカの大統領選やイギリスの EU 離脱国民投票の際の投票誘導に使われたと言われる。その効果については、肯定・否定両論があるが。

(2) カード化社会の情報収集・・自発的 (?) 情報提供

様々なポイントカードを利用すると、利用高に応じてポイントがたまるというシステム。その費用は誰が何のために払っているのか?

(3) IoT (Internet of Things) 社会の情報収集

スマートスピーカーは便利ではあるようだが・・常に音声サーバーに流れている (あるいは流れる可能性がある) という仕組みの中で、盗み聞きされているかもしれない。「アレクサ」の一言で起動するグーグル・エコー、「メッセージを誰々に送って」という指令で、その場の会話が相手の PC 等に流れる・・。

エアコンをインターネットを通じて帰宅前に起動できるというのは便利ではあるようだが・・インターネットを通じてハッキングされ、操作されるかもしれない。また、利用の仕方をモニターすることによって、家族構成や在宅時間、好みの気温設定等がわかってしまうかもしれない。これらは、常に外部とつながっている。

NAVI を使っている自動車を捕捉することによって、道路の通行の可不可、渋滞状況等が把握できる。高度な GPS (Global Positioning System) の利用の明と暗・・警察の GPS 利用捜査の違法性。

(4) 顔認証と監視カメラ・・朝日記事 2019 年 6 月 30 日朝刊

中国全土で警察が設置した監視カメラは 2 千万台以上。それ以外の設置者によるカメラは全国で 2 億台以上 (?) といわれる。これらと顔認証システムを組み合わせることで、逃亡犯の逮捕が相次いでいる、といわれる。

日本では、2019 年の業務用監視カメラの出荷台数は、115 万 3400 台と予想されている。出入国管理の現場では、既に実用化。

また、最近のカメラの性能向上は著しく、スマホのカメラで指紋まで採集可能とのこと。迂闊にピースサインをしてはいけない。するときは、指紋をカメラに向けないで。

(5) AI による人材採用システム

就職の際の人物評価を AI に委ねる。バイアス (たとえば女性に対する) のかかった評価が避けられない。グーグルは撤退と伝えられる。

(6) 信用スコア・社会信用システム

ICT 企業による、個人の信用のランクづけ。職業や年収、年齢や、ネット通販の利用状況や支払い状況を点数化して、序列化する。その結果高いランクの者には、優遇などが予定されているが、ランクの低い者には融資が受けられなかったり、高利の融資になってし

まう。サイバー空間にスラムが出現すると懸念されている。

中国の「芝麻信用」の例が有名だが、中国政府は、2020年までに全国民に「信用スコア」を登録する予定。スコアのポイントは、「交通安全や納税から、ネット上の振る舞いまで」日本では、Yahoo や Line が開始。

### III プライバシーとは何か・・・その段階的発展

(参考：山本龍彦『プライバシーの権利を考える』（信山社、2017年）)

#### (1) 第1期のプライバシー権——私生活秘匿権

放っておかれる権利 or 私生活を覗き見されない権利

アメリカにおいては、19世紀末には上記のような権利として主張され、その後定着。日本では、戦後になってから。全体主義にプライバシーの権利は存在の余地なし。

『宴のあと』事件東京地裁判決（1964(昭39)年9月28日）によれば、プライバシーとして法的に保護されるのは、

「(イ) 私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることがらであること、

(ロ) 一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立つた場合公開を欲しないであろうと認められることがらであること、換言すれば一般人の感覚を基準として公開されることによつて心理的な負担、不安を覚えるであろうと認められることがらであること、

(ハ) 一般の人々に未だ知られていないことがらであること」

#### (2) 第2期のプライバシー権——(ウェットな)自己情報コントロール権

個人の情報を自己が管理する権利（自己情報コントロール権）。

1960年代あたりから行政にコンピュータが導入され、市民が自分の知らないところで自分の情報がやりとりされるようになってきたことに対応して、私生活上の秘密だけでなく、自己の情報を勝手に集められ、利用されることに対する違和感、不信感から、自己の情報は自分でコントロールする権利が主張されてきた。

そのような情報の中身については、前科、病歴、指紋、DNAのような、いわゆるセンシティブ情報ないしプライバシー固有情報を中心に考えられてきたが、住所や氏名のようなそれ以外の情報も保護の対象と考えられるようになってきている。

この段階では、データ利用とプライバシーの調整は、OECDによって以下のように整理されている。

#### ・OECD8原則

- ① 収集制限の原則・・・適法かつ公正な手段による収集、同意を得ての収集
- ② データ内容の原則・・・データは、利用目的に適合し、目的に必要な限りで、正確、完全、最新の状態のものであること
- ③ 目的明確化の原則・・・収集目的を明確にしておくこと
- ④ 利用制限の原則・・・収集されたデータは、明示された目的外で使用されないこと
- ⑤ 安全保護の原則・・・データを、紛失、不正アクセス、破壊、使用、改ざん、漏洩等から保護すること
- ⑥ 公開の原則・・・データの存在、目的、管理者等が公開されているものであること
- ⑦ 個人参加の原則・・・個人は、自己のデータにアクセスし、場合によっては、消去、

訂正、補完、補正させる権利を有すること

⑧ 責任の原則・データ管理者は、①～⑦について責任を負うこと

これらは、基本的に現在にも通用しうるものである。

・前科照会事件最高裁判決（1981（昭56）年4月14日）

「前科及び犯罪経歴（以下「前科等」という。）は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するのであつて、市区町村長が、本来選挙資格の調査のために作成保管する犯罪人名簿に記載されている前科等をみだりに漏えいしてはならないことはいうまでもないところである。」

・早稲田大学江沢民講演会聴講者名簿警察提出事件最高裁判決（2003（平15）年9月12日）

「本件個人情報、早稲田大学が重要な外国国賓講演会への出席希望者をあらかじめ把握するため、学生に提供を求めたものであるところ、学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、早稲田大学が個人識別等を行うための単純な情報であつて、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない。また、本件講演会に参加を申し込んだ学生であることも同断である。しかし、このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、本件個人情報は、上告人らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである。」

（3）第3期のプライバシー権——個人情報のシステム・コントロール（?）

個人情報の収集・蓄積とそこからの個人像の析出、評価、対応等に対するコントロール権

今日のインターネットの普遍化と学習機能を持ったAI（人工知能）の活用場面でのプライバシーのあり方

（4）根拠となる憲法の条文の確認

憲法13条・「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

（5）具体的に個人情報を保護する法律として、「個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人個人情報保護法」などがある。個人情報保護法の2015年改正及び内閣府設置法改正に基づいて、個人情報保護委員会が内閣府に置かれた。

#### 4 小活

AIやインターネットの利用の高度化は不可避

公権力による利用については、しっかりした監視システムを作っていくことが重要。つまりサーベイランス機関のサーベイランスを。

民間企業のAI利用については、明確なガイドラインを設定した上で、それらに沿っているかの監視が必要。その動きとして、AIネットワーク社会推進会議（2016年に総務省に設置）「AI利活用ガイドライン」（AIネットワーク社会推進会議報告書2019（案）より）のまとめたAI利活用の10原則

- ① 適正利用の原則
- ② 適正学習の原則
- ③ 連携の原則
- ④ 安全の原則
- ⑤ セキュリティの原則
- ⑥ プライバシーの原則
- ⑦ 尊厳・自律の原則
- ⑧ 公平性 13 の原則
- ⑨ 透明性の原則
- ⑩ アカウンタビリティの原則

([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000624438.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000624438.pdf))

自己防衛としてのメールや電話の暗号化の推進。

ICT 教育の推進（使えるようになることと危険を認識すること）



## 2 死亡関係

長期間行方不明→民法：失踪宣告により死亡擬制

臓器移植 → 臓器移植法：「死体（脳死した者の身体を含む）」からの摘出許容

移植予定のない脳死 → 概して、家族の希望により心臓死を以て死亡診断

心肺停止者救急搬送 → 概して、既に死亡と判断できても蘇生試行後に死亡診断

医療保険適用範囲？

医学的判断と異なる死亡診断書の作成（厚生労働省通知）

死亡診断書の全般的効果 ←→ 臓器移植法の適用範囲限定

定義？ 擬制？ 2種類の死？

## V 根本問題

出生・死亡の概念は、医学的・生物学的判断で済むか？ 法的・社会的判断か？

出生・死亡以外の場面でも、同様の問題が存在